

飯田市製造業販路開拓事業推進協議会 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯田市内企業が国内及び海外において販路開拓のため、展示商談会及び見本市等（以下「展示商談会等」という。）に出展する際に、その出展に要した費用を補助する飯田市製造業販路開拓支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 飯田市製造業販路開拓事業推進協議会の会長（以下「会長」という。）は、飯田市内に住所を有し、又は主たる事業所を有する製造業者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国内外において、補助対象者が行う製品の販路開拓に資する展示商談会等への出展とする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助率及び補助限度額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に定める役職員旅費の額は、1名分に限るものとし、補助対象経費の総額の100分の20に相当する額を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、飯田市製造業販路開拓支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 経費内訳書（様式第3号）
- (3) 定款、規則、会則その他事業の概要が確認できる書類
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他会長が必要と認める書類

(審査会)

第6条 補助金の交付に関する事項を審査するため、審査会を置く。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(交付の決定)

第7条 補助金の交付の申請があった場合において、前条に規定する審査会の審査結果に基づき補助金を交付すべきと会長が認めたときは、飯田市製造業販路開拓支援補助金交付決定通知（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(不交付の決定)

第8条 会長は、補助金の交付の申請があった場合において、前条に規定する審査会の審査の結果に基づき、補助金を交付しないことと決定したときは、飯田市製造業販路開拓支援補助金不交付決定通知書（様式第11号）により、その理由を付して、

当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して10日以内にその旨を記載した書面により会長に申し出なければならない。

(変更の申請手続)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助事業の内容又は補助対象経費を変更しようとするときは、あらかじめ飯田市製造業販路開拓支援補助金変更承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ飯田市製造業販路開拓支援補助金廃止承認申請書（様式第6号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、飯田市製造業販路開拓支援補助金実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条の規定に基づく承認を受けた場合にあっては、当該承認の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯田市製造業販路開拓支援補助金交付額確定通知（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、飯田市製造業販路開拓支援補助金交付請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 会長は、第10条の規定による補助事業の廃止の申請があった場合又は補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合においては、交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 会長は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿の整備等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備えるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間これを保管しなければならない。

(補助事業の成果)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の成果について、補助金の額の確定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに、飯田市製造業販路開拓支援補助金成果報告書(様式第 10 号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の成果について調査し、又は報告を求めることができる。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 3 月 24 日から施行する。

別表第 1 第 4 条に係る補助対象経費の内容

経費区分	経費名	内 容
国内展示商談会等出展費	出展小間料	展示商談会等への出展に要する小間料
	展示装飾費	会場内又は小間の装飾並びに備品及び機器の借上げに要する経費(展示商談会等の開催期間中に会場内で使用する机・いす等をいう。)
	光熱水費	小間の使用に直接必要な電気、ガス及び水道の使用料並びにこれらに係る工事に要する経費
	役職員旅費	展示商談会等において製品説明等に従事する役員又は従業員の交通及び宿泊に要する経費(1名分に限る。)
	輸送費	展示商談会等への出展に伴い必要な物品及び資材等の輸送を外部に委託して行う場合に要する経費
	その他	前各欄に掲げるもののほか、展示商談会等への出展に伴い特に必要と認められる経費のうち、会長が適当と認めるもの
海外展示商談会等出展費	出展小間料	展示商談会等への出展に要する小間料
	展示装飾費	会場内又は小間の装飾並びに備品及び機器の借上げに要する経費(展示商談会等の開催期間中に会場内で使用する机・いす等をいう。)
	光熱水費	小間の使用に直接必要な電気、ガス及び水道の使用料並びにこれらに係る工事に要する経費
	役職員旅費	展示商談会等において製品説明等に従事する役員又は従業員の交通

		及び宿泊に要する経費（1名分に限る）
	輸送費	展示商談会等への出展に伴い必要な物品及び資材等の輸送を外部に委託して行う場合に要する経費
	通訳・翻訳費	展示商談会等への出展に伴い、会期中に会場内で行う通訳並びに当該展示商談会等に直接必要な翻訳を外部に委託して行う場合に要する経費
	その他	前各欄に掲げるもののほか、展示商談会等への出展に伴い特に必要と認められる経費のうち、会長が適当と認めるもの
オンライン展示商談会出店展費	出展参加費	展示商談会等への出展に伴い必要な参加費及びウェブサイト掲載料に要する経費
	コンテンツ制作費	展示商談会等への出展に伴い必要なウェブサイト、商品紹介動画等の制作であって、当該展示に使用するものに要する経費
	その他	前各欄に掲げるもののほか、展示商談会等への出展に伴い特に必要と認められる経費のうち、会長が適当と認めるもの

別表第2 第4条に係る補助率及び補助限度額

区 分	補 助 率	補助限度額	備 考
国内展示商談会等	補助対象経費の100分の40以内	100,000円	
海外展示商談会等	補助対象経費の100分の50以内	200,000円	
オンライン展示商談会等	補助対象経費の100分の50以内	200,000円	